四日市市告示第５６６号

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱を次のように定める。

令和８年１１月１６日

四日市市長　　森　　智　広

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱

（趣旨）

第１条　この要綱は、四日市市制施行１３０周年を記念し、未来に続く「まちづくり」に向けて、四日市への誇りと愛着を育み、歴史や伝統を尊重しつつ、新たな魅力を共創し、東海エリアにおける西の中枢都市としての存在感を示し、持続可能な発展と未来を拓く機運を醸成するため、四日市市内に在住し、在勤し、若しくは在学する者を含む市民活動団体、NPO法人、企業等又は市内で活動する市民活動団体、NPO法人、企業等（以下「実施団体」という。）が提案し、実施する事業（以下「市民企画イベント」という。）に対し、その開催に要する経費の一部を予算の範囲内で補助することについて、四日市市補助金等交付規則（昭和５７年四日市市規則第１１号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（補助対象事業）

第２条　補助の対象となる市民企画イベント（以下「補助対象事業」という。）は、次の各号のいずれにも該当する事業とする。

⑴　次のいずれかに該当する事業

ア　市民が地域のつながり若しくは絆を育み、愛着又は安心感等を醸成する事業

イ　四日市の歴史、伝統、新たな魅力又は技術等を市内外に発信し、持続可能な発展に繋げる事業

ウ　まちづくり又は子育て支援等の多様なプレーヤーが新たなチャレンジに取組む機会を創出する事業

⑵　実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業

⑶　令和９年４月１日から令和１０年３月３１日までの間に市内で実施する事業

⑷　市制施行１３０周年に併せて新たに実施する事業又は既存事業のうち市制施行１３０周年を記念し拡充する事業

２　前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する事業は、補助対象事業としない。

⑴　収益を主たる目的として行われる事業

(2)　政治的又は宗教的活動として行われる事業
(3)　特定の事業の反対運動を目的とする事業
(4)　他に市から寄附又は補助を受けている事業

（補助対象者）

第３条　補助金交付の対象者は、実施団体とする。

（補助対象経費）

第４条　補助の対象とする経費（以下「補助対象経費」という。）は、補助対象事業を実施するために直接必要な経費（事業の準備費を含む。）とする。

２　前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる経費は、補助対象経費としない。
(1)　主催者の人件費
(2)　主催者の飲食を目的とした経費
(3)　主催者の資産形成にかかる経費
(4)　前３号に掲げるもののほか、市長が不適当と認めた経費

３　補助対象事業が、既存の事業を拡充したものである場合は、拡充部分に限り、補助対象経費とする。

（補助金の額）

第５条　補助金の額（以下「補助額」という。）は、予算の範囲内で１つの事業につき１００万円を限度として、補助対象経費の３分の２以内に相当する額とする。ただし、算出された額に１，０００円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

２　補助対象事業に他の収入がある場合の補助額は、補助額と他の収入の額との合計が、総事業費を超えない範囲とする。

（補助金交付の申請）

第６条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付申請書（第１号様式）に計画書、収支予算書、団体概要書その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（審査会）

第７条　補助金交付申請のあった事業の中から、本市が補助すべき事業を選定し、市長に提言するため、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント審査会（以下「審査会」という。）を置く。

２　審査会の組織等については、別に定める。

（補助金の交付決定）

第８条　市長は、第６条の交付申請書を受理したときは、審査会に内容の審査を依頼し、その提言を受け、補助金の交付決定を行うものとする。

２　前項の規定により交付決定を行ったときは、交付すべき補助額を四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付決定通知書（第２号様式）により申請者に通知するものとする。

（概算払請求及び交付）

第９条　前条の交付決定の通知を受けた申請者（以下「補助事業者」という。）は、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金概算払請求書（第３号様式）により市長に補助金の概算払請求をすることができる。ただし、事業完了前に請求できる額は、交付決定額の９割までとする。

２　市長は、前項の請求があったときは、内容を審査し、速やかに補助金を交付するものとする。

（事業の変更）

第１０条　補助事業者は、補助金の交付決定通知を受けた後において補助対象事業の内容、経費の配分その他の事項の変更（軽微な変更を除く。）をしようとする場合又は補助対象事業を中止し、若しくは廃止しようとする場合は、直ちに市長に四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント計画変更承認申請書（第４号様式）を提出し、承認を受けなければならない。

２　前項の軽微な変更とは、補助金額に変更がなく補助目的の達成に支障がないと認められる場合であって、補助対象経費の各費目における２０パーセント以内の変更をいう。

３　市長は、第１項の変更承認申請を受理したときは、その内容を審査し、第８条による決定を変更することができる。

４　市長は、前項の規定により変更を承認したときは、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金等変更決定通知書（第５号様式）により補助事業者に通知するものとする。

（実績報告）

第１１条　補助事業者は、補助対象事業が完了したときは、完了の日から起算して３０日を経過する日又は当該年度の３月３１日のいずれか早い日までに、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント実績報告書（第６号様式）に収支決算書、その他市長が必要と認める書類を添えて、市長に提出しなければならない。

（額の確定及び交付）

第１２条　市長は、実績報告書が提出されたときは、その内容を審査し、交付すべき補助額を確定するものとする。

２　前項の規定により補助額が確定したときは、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金確定通知書（第７号様式）により補助事業者に通知するものとする。

３　補助事業者は、前項の通知に基づき、速やかに補助金又は補助金の残額を四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金請求書（第８号様式）により市長に請求するものとする。

４　市長は、前項の請求があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（決定の取消し）

第１３条　市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当すると認めたときは、補助金交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

⑴　規則、この要綱又は補助金の交付の決定をするときに付した条件若しくは市長の指示に違反したとき。

⑵　補助金を交付の目的以外に使用したとき。

⑶　補助対象事業を中止し、又は廃止したとき。

⑷　補助対象事業に関する申請、報告、施行等について不正な行為があったとき。

⑸　前各号に掲げるもののほか、市長が補助金の使用を不適当と認めたとき。

（補助金の返還）

第１４条　市長は、補助金の交付決定を取り消した場合において、記念事業の当該取消しに係る部分について既に補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

２　市長は、補助事業者に交付すべき補助額を確定した場合において、既に当該額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命じるものとする。

（書類の整備）

第１５条　補助金の交付を受けた者は、補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、補助金の交付を受けた日の属する年度の終了後５年間、保管しておかなければならない。

（補助金の評価）

第１６条　市長は、当該補助金に関する評価を常に行い、その必要性及び効果について十分に検証するものとする。

２　市長は、前項による検証の結果、必要と認めたときは、要綱の改正又は廃止その他の適切な措置を講じるものとする。

（補則）

第１７条　この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し、必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

（施行期日）

１　この要綱は、令和８年１２月１日から施行する。ただし、第９条の規定は、令和９年４月１日から施行する。

（有効期限）

２　この要綱は、令和１０年３月３１日限り、その効力を失う。ただし、この要綱の失効前に交付決定された事業については、なお従前の例による。

第１号様式（第６条関係）

年　　月　　日

四日市市長

住　所

団体名

代表者

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付申請書

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第６条に基づき、下記のとおり申請します。

記

１　事業の名称

２　事業に要する経費　　金　　円
　　うち補助申請額　　金　　円

３　計画書　　別紙１のとおり

４　収支予算書　　別紙２のとおり

５　団体概要書　　別紙３のとおり

６　その他の添付書類

（別紙１）

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント計画書

<table>
<tr><td rowspan="6">事業を主催する団体</td><td>団体名</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>代表者</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>住　所</td><td colspan="3">〒</td></tr>
<tr><td>ＴＥＬ</td><td></td><td>ＦＡＸ</td><td></td></tr>
<tr><td>Ｅﾒｰﾙ</td><td colspan="3"></td></tr>
<tr><td>事務局</td><td colspan="3">（担当）　　（記入者）</td></tr>
<tr><td>事 業 名</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>開催期間</td><td colspan="4">年　月　日～　　年　月　日（主な開催日：　月　日）</td></tr>
<tr><td>開催場所</td><td colspan="4"></td></tr>
<tr><td>確認事項</td><td colspan="4">次の各項目について内容を確認し、該当する場合は□にチェックを記入してください。
１．補助対象事業の確認（該当部分にチェック）
□　実施団体の構成員以外の者が広く参加できる事業
□　新規事業
□　既存事業を拡充する事業
□　市民が地域のつながり若しくは絆を育み、愛着又は安心感等を醸成する事業
□　四日市の歴史、伝統、新たな魅力又は技術等を市内外に発信し、持続可能な発展に繋げる事業
□　まちづくり又は子育て支援等の多様なプレーヤーが新たなチャレンジに取組む機会を創出する事業

２．補助対象外事業の確認（すべてにチェックが必要）
□　収益を主たる目的として行われる事業ではありません
□　政治的又は宗教的活動として行われる事業ではありません
□　特定の事業の反対運動を目的とする事業ではありません
□　他に市から寄附又は補助を受けている事業ではありません</td></tr>
</table>

<table>
<tr><td>事業の目的</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>事業の内容
（詳細がわかるよう具体的にご記入ください。）</td><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td rowspan="3">事業の効果</td><td>予想集客数</td><td></td></tr>
<tr><td>ターゲット層</td><td></td></tr>
<tr><td colspan="2"></td></tr>
<tr><td>その他
（課題・調整事項等）</td><td colspan="2"></td></tr>
</table>

（別紙２）

収支予算書

出来るだけ詳細にお書きください。

総事業費（A）　　円
うち補助対象経費（B）　　円
補助金額（C）＝（B×２／３）　　円

〈歳入〉

項　目	金　　額	内　　訳
会　費		
補助金・負担金		
協賛金		
参加料（入場料）		
補助金（C）		
合　計		

〈歳出〉

項　目		金　　額	うち助成対象額	内　訳
事務費	消耗品費			
	飲食費			
	印刷費			
事業費	役務費			
	委託料			
	賃借料			
	謝礼金			
その他				
合　計		（A）	（B）	

（別紙３）

団体概要書

（ふりがな） 団体名称		法人格の有無 有　・　無
代表者	氏名（ふりがな）	
	住　所	
	ＴＥＬ	
事務局	住　所	
	ＴＥＬ	
	ＦＡＸ	
	Ｅ－mail	
	担当者名	
会計責任者	氏名（ふりがな）	
	住　所	
	ＴＥＬ	
設　　立	年　　月　　日	
構成員	人 役員数　　人 一般会員数　　人 その他（　　）　　人	
設立目的		
会　　費		
入会資格		
主な活動実績		
規約等	団体規約等がある場合は添付してください。	

第２号様式（第８条関係）

第　　号

住　所

団体名

代表者

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付決定通知書

年　　月　　日付けで交付申請のありました補助金については、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第８条第２項の規定に基づき、下記のとおり交付することに決定したので通知します。

年　　月　　日

四日市市長

記

１　事業の名称

２　補助金の額　　金　　円

３　補助金の対象

４　補助金の交付の条件

第３号様式（第９条関係）

年　　月　　日

住　所

団体名

代表者
（代表者の署名又は記名押印）

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金概算払請求書

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第９条の規定に基づき、補助金を概算請求します。

１　事業の名称

２　補助金の額　　金　　円

３　振込先

金融機関名	銀行　信金　　支店 信組　農協　　支所						
口座の名義 （カタカナ）							
口座の種類	普通（総合）　・　当座						
口座番号							

第４号様式（第１０条関係）

年　　月　　日

四日市市長

住　所

団体名

代表者

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント計画変更承認申請書

年　　月　　日付け　　第　　号で交付決定通知のあった事業について、下記のとおり計画を変更したいので、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第１０条第１項の規定に基づき承認されたく申請します。

記

１　事業の名称

２　補助金変更申請額　　金　　円

３　変更の理由

４　変更の内容

第５号様式（第１０条関係）

第　　号

住　所

団体名

代表者

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金変更決定通知書

年　　月　　日付けで申請のありました事業の計画変更を承認したので、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第１０条第４項の規定に基づき、交付決定を下記のとおり変更します。

年　　月　　日

四日市市長

記

１　事業の名称

２　変更決定額　　金　　円

３　計画変更の内容

４　条　　件

第６号様式（第１１条関係）

年　　月　　日

四日市市長

住　所

団体名

代表者

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント実績報告書

年　　月　　日付け　　第　　号で補助金の交付決定を受けた事業を完了したので、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第１１条の規定に基づき、下記のとおり報告します。

記

１　事業の名称

２　事業実績及び効果

３　添付書類
（１）収支決算書
（２）その他

第７号様式（第１２条関係）

第　　号

住　所

団体名

代表者

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金確定通知書

年　　月　　日付け　　第　　号をもって交付決定した四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金の額については、四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第１２条第２項の規定に基づき、下記のとおり決定したので通知します。

年　　月　　日

四日市市長

記

１　事業の名称

２　補助金確定額　　金　　円

３　既に交付した額　　金　　円

４　補助金の精算額　　□補助金の残額　　金　　円
　　□超過交付した額　　金　　円

５　補助金の交付を受ける方は、同封の四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金請求書に必要事項を記入し、代表者の署名又は記名押印の上、請求してください。

６　既に確定額を超える補助金が交付されている方は、同封の「納入通知書」により、超過交付された額を返還してください。

第８号様式（第１２条関係）

年　　月　　日

住　所

団体名

代表者
（代表者の署名又は記名押印）

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金請求書

四日市市制施行１３０周年記念市民企画イベント補助金交付要綱第１２条第３項の規定に基づき、補助金を請求します。

１　事業の名称

２　補助金の額　　金　　円

３　振込先

金融機関名	銀行　信金　　支店 信組　農協　　支所						
口座の名義 （カタカナ）							
口座の種類	普通（総合）　・　当座						
口座番号							

（シティプロモーション部観光交流課）